

離婚の際に称していた氏を称する届のかきかた (戸籍法77条の2の届)

西宮市役所市民課戸籍

電話 0798-35-3128

☆ 離婚の日から3か月以内に届け出る場合

(1)	離婚の際に称していた氏を称する人の氏名	(現在の氏名、離婚届とともに届け出るときは離婚前の氏名)	
		氏	名
		芦屋 花子	昭和 60 年 1 月 1 日生
(2)	住所 <small>(住民登録をしているところ)</small>	東京都千代田区丸の内一丁目 1 番地 1-405号	
		世帯主の氏名	芦屋 花子
(3)	本籍	(離婚届とともに届け出るときは、離婚前の本籍)	
		兵庫県西宮市六湛寺町 100 番	(番地)
		筆頭者の氏名	芦屋 太郎
(4)	氏	変更前(現在称している氏)	変更後(離婚の際称していた氏)
		芦屋	西宮
(5)	離婚年月日	平成 31 年 2 月 20 日	
(6)	離婚の際に称していた氏を称した後の本籍	((3) 欄の筆頭者が届出人と同一で同籍者がいない場合には記載する必要はありません)	
		東京都千代田区丸の内一丁目 1 番	(番地)
		筆頭者の氏名	西宮 花子
(7)	その他		
(8)	届出人署名 ※押印は任意 (変更前の氏名)	芦屋 花子	印 (芦屋)

本籍地でない役場に出すときは、戸籍謄本または戸籍全部事項証明書が必要です。

届出人の印をご持参ください。

連絡先

電話 (090) 1234 - 00XX 番

自宅・勤務先・呼出 方

(届書を西宮市へ出すときは一通だけ出してください)

父または母と別戸籍になった子が、その父又は母の戸籍に入籍するためには、家庭裁判所の子の氏変更許可(入籍許可)が必要になる場合があります。